

令和5年度中島村価格高騰 緊急支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和5年度中島村価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯に対し、物価等上昇が続くなかでの生活支援等を目的とした給付金です。
給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

※なお、本給付金3万円は差押禁止等及び非課税の対象となります。

給付金の支給時期（予定）

中島村が確認書を受理（審査）後、

① 7月25日までの受理→8月中旬

② 8月25日までの受理→9月中旬

※これ以降は随時支払いを行っていきます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年6月1日時点での中島村住民登録世帯

令和5年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書（申請用紙）が届きます

令和5年7月18日送付予定

返送期限：令和5年9月29日（金）まで

※記載事項を確認してご返送ください（同封の返信封筒にて）。

- ①他に提出書類が必要な場合があります。
- ②世帯全員が非課税の場合でも対象とならない場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年10月31日（火）まで

対象となるのは令和5年（1～10月）の収入で、この間で減収額がわかる月（基準月）をもとに申請していただきます。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

給付要件として世帯全員が非課税で、世帯全員が住民税が課税されている方（別世帯・別住所にお住まいの親族等含む）に税扶養されていないこと。

- 給付要件の確認世帯には、中島村から給付内容や確認事項が書かれた確認書（申請書）が届きます。
- 必要事項を記載し、返信用封筒により郵送してください。



【確認事項】

- ①住民税が課税されている方に扶養されていないか。
- ②収入がわからない未申告者がいないこと（課税相当の所得がないこと）。

※村内在住者間（中島村にお住まいの方とおし 親子間・親族間）の税扶養は確認済みです。確認書が届いた世帯の方は他の市町村にお住まいの親族等に税扶養がとられていないかご確認ください（証明書等は不要、自己申告により確認書に記載☑してください）。

II 予期せず家計が急変(※1)したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当(※2)となった世帯(家計急変世帯)

- 申請書類及び手続きについては、窓口（中島村役場保健福祉課）までご連絡ください。
- 月あたりの給与や売り上げ等が落ち込んだことが分かる書類が必要となります。
- 令和5年（1～10月）の収入減少がわかる月を基準に申請してください。

(※1)長引く新型コロナウイルスの影響や予期せぬ経済情勢の変動等により、給与収入または事業収入等に落ち込みがあった場合。

(※2)住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

なお、虚偽の申請を行った場合等、不正受給（詐欺罪）に問われる可能性があります。

非課税基準 簡易早見表

令和5年1月以降の
任意の1か月収入×
12倍が限度額以下で
あること。

扶養している親族の状況	年間収入額でみた限度額	年間所得額でみた限度額
单身又は扶養親族がいない	93.0万円	38.0万円
扶養親族（配偶者含む）1名	137.8万円	82.8万円
扶養親族（配偶者含む）2名	168.3万円	110.8万円
扶養親族（配偶者含む）3名	209.9万円	138.8万円
扶養親族（配偶者含む）4名	249.9万円	166.8万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親	204.4万円未満	135.0万円

※所得見込額 = 年間収入見込額 - (給与所得控除額 + 事業収入等の経費 + 公的年金等控除)



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、中島村役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ

中島村役場 保健福祉課



0248-52-2174